明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

五年	○・○三	○・○二			
六年	○・○四	○・○三			
七年	○・○五	○・○四			
八年	○・○六	○・○五			
九年	○・○七	○・○六			
一〇年	○・○七	○・○七			

○厚生労働省告示第百四十六号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十七年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十七年四月一日以後平成二十八年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十八年八月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十九年四月一日以後平成二十九年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百四十七号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十七年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十七年四月一日以後平成二十八年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十八年八月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十八年四月一日以後平成二十九年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十九年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百四十八号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、平成二十八年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百四十九号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成二十八年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第三項第一号及び第八項の規定に基づき、平成二十八年度に係る同条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十一号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の二第三項第一号及び第七項の規定に基づき、平成二十八年度に係る同条第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十二号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第十五条第五項の規定に基づき、平成二十八年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十七年厚生労働省告示第二百十八号）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。ただし、受給資格に係る離職の日が平成二十八年三月三十一日以前である受給資格者に対する同告示の適用については、なお従前の例によることができる。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、次に掲げる区域とする。

一　北海道の区域（函館公共職業安定所、北見公共職業安定所、紋別公共職業安定所、滝川公共職業安定所、岩見沢公共職業安定所及び留萌公共職業安定所の管轄区域に限る。）

二　青森県の区域（むつ公共職業安定所、五所川原公共職業安定所及び黒石公共職業安定所の管轄区域に限る。）

三　高知県の区域（いの公共職業安定所の管轄区域に限る。）

四　沖縄県の区域（沖縄公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○厚生労働省告示第百五十四号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十八年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十五号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第八号等に規定する厚生労働大臣の定める者（平成十五年厚生労働省告示第三百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第十条に規定する存続中央会に対するこの告示による改正後の第一号ロの規定の適用については、同号ロ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号ロ中「、農業協同組合中央会」を削る。

○厚生労働省告示第百五十六号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久